

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

中国・武漢市を中心に発生した新型コロナウイルスによる肺炎（COVID-19）が世界各地に拡大し、多くの感染者・死者が発生している。令和2年2月24日に政府の感染症対策専門家会議が開催され、「感染の拡大のスピードを抑制し、可能な限り重症者の発生と死亡数を減らすことが重要」との見解を公表している。

我が国においても、新型コロナウイルス感染が国民の暮らしに不安を与えたり、また経済活動においても深刻な影響を及ぼしているため、早急な対応がより必要である。

国におかれては、2月25日付で基本方針を示したところではあるが、国民の安全・安心を確保するとともに、不安を解消するため、感染の拡大防止に向け、地方自治体と連携・協力し、下記の事項について、さらに具体的な施策等を講じるよう強く求める。

記

- 1 国内における感染拡大防止に努め、感染者及び濃厚接触者への徹底した追跡調査を行うこと。
  - 2 咳エチケットや手洗い等の具体的な感染予防の方法を周知徹底するとともに、個人情報等に配慮しながら、迅速で正確な情報提供を行うこと。
  - 3 マスク、消毒用アルコール等を安定供給できる適切な措置を講じること。
  - 4 相談窓口の周知徹底を図るとともに、相談体制や検査実施の強化充実を一層進めること。
  - 5 簡易な検査キットの開発の為の措置を進めること。
  - 6 今後発生する新たな感染症への対応も含め、感染症指定医療機関等の診療体制に万全を期すこと。
  - 7 公・私立学校、こども園、幼稚園、保育所、社会福祉施設等への正確な情報伝達とともに感染予防の取組を徹底すること。
  - 8 観光産業及びその関連産業に対する風評被害への対応、資金融資等の緊急支援及び周知を速やかに進めること。
  - 9 周辺諸国との連携を強化するとともに、広域的な対応について早急に体制を整えること。
  - 10 感染拡大防止に万全を期すため、空港・港における水際対策の強化を一層進めること。
  - 11 新型コロナウイルスに対して必要な立法化や国庫負担等の措置をすみやかに講じること。
- 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和2年2月27日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
財務大臣  
内閣官房長官

} 様

兵庫県たつの市議会議員 楠 明 廣